

(写)

事 務 連 絡

平成 27 年 12 月 28 日

各 都道府県 医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課

平成 26 年衛生行政報告例における歯科技工所数の報告の誤りについて

今般、平成26年衛生行政報告例において公表された歯科技工所数の計上方法等に誤りのある事例が確認されました。

当該報告については、「記入要領及び審査要領」に記載しているとおり、歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する歯科技工所の年末現在の数を、法第21条の規定による届出に基づいて計上すること、政令市又は特別区のある都道府県にあっては、政令市又は特別区分を含めて計上すること、とされております。

今回誤りが確認された事例について下記に示しますので、貴職におかれましては、これを御了知の上、管下の政令指定都市、保健所設置市及び特別区に対し周知いただくとともに、誤りの発生防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡については大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課行政報告統計室にも連絡済みであることを申し添えます。

記

1. 歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）第5条第3項の規定に基づく業務従事者届により届出られた歯科技工所のみを計上し、報告した。
2. 政令指定都市分のみ計上し、その他の保健所に届け出られた歯科技工所について、計上漏れがあった。

以上